

平成 29 年 7 月 28 日  
九州電力株式会社

玄海原子力発電所 2 ～ 4 号機運転差止訴訟の第 22 回口頭弁論が行われました  
当社は、地震及び配管に関する安全性について、証人の申請を行いました

本日 14 時から、佐賀地方裁判所において、標記訴訟の第 22 回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所 2 ～ 4 号機の運転の差止を求めて、第 1 次（平成 23 年 12 月 27 日及び平成 24 年 1 月 18 日）から第 2 次（平成 27 年 10 月 30 日）にわたり提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような、重大な事故の具体的危険性は無いため、原告の請求の棄却を求めております。

今回、当社は、玄海原子力発電所の基準地震動策定の方法及び内容が合理的であること、同発電所の配管の健全性が確保されていること、及び一次系配管が破断しても同発電所の安全性は確保されていることについて、証人の申請を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等について裁判所にご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上

**ずっと先まで、明るくしたい。**

「快適で、そして環境にやさしい」  
そんな毎日を子どもたちの未来につなげていきたい。  
それが、私たち九州電力の思いです。